

県央広域本部宇城地域振興局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 設置目的

この要項は、県央広域本部宇城地域振興局（以下「局」という。）の職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故、トラブル発生時における迅速かつ適切な処理を図ることを目的として、局の公用車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

（１）ドライブレコーダー

公用車内外の映像、音声を記録する装置をいう。

（２）データ

ドライブレコーダーに記録した映像をいう。

3 ドライブレコーダーの設置等

（１）設置する公用車

設置の対象とする公用車は、保健福祉環境部、農林部及び土木部が所管する全ての公用車とし、設置する車両数は、使用頻度等を考慮して各部で次のとおり決定し、総括管理責任者に報告するものとする。設置車両を変更したときも総括管理責任者に報告するものとする。

- ① 保健福祉環境部 ２台
- ② 農林部 ９台
- ③ 土木部 ３台

（２）作動時間及び記録する映像

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とし、車両前方の映像を記録するものとする。

4 総括管理責任者

総括管理責任者は県央広域本部宇城地域振興局次長とし、データを総括管理する。

5 管理主任及び管理責任者

管理主任はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する課の課長とし、ドライブレコーダーを管理する。

管理責任者はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する部の副部長とし、データを管理する。

6 データの利用及び管理

（１）メモリーカードの取扱い

データを記録するためのメモリーカードは常時ドライブレコーダーに装着し、交通事故等に伴う一定の衝撃があった際のデータは、上書きできないように記録することとする。

運転者は、設置目的を達成するためにデータの確認が必要となった場合のみ取り外し、管理主任を通じて管理責任者に提出する。

盗難を防止するため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。

(2) データの確認、分析

データの確認、分析は、管理責任者及び総括管理責任者並びに総括管理責任者が認めた者のみが行うこととする。

(3) データの保存

管理責任者がデータを確認した結果、設置目的を達成するために保存が必要と判断した時は、専用の媒体に複写して保存し、施錠できる執務室内に保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかにメモリーカードのデータを削除する。

データの保存期間は1月間とする。ただし、交通事故、トラブルの解決又は(5)の①から③に係る対応のため特に必要と認められるときは、県央広域本部宇城地域振興局長(以下「局長」という。)の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

保存期間を経過したデータは、管理責任者において確実に削除するものとする。なお、メモリーカードに記録されているデータが上書きされた場合は、上書きされた時点で適正に削除したものとみなす。

(4) データの利用等の制限

- ① データは、交通事故、トラブル等の確認及び原因分析に利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。
- ② ①に定めるデータの利用を行う場合、管理責任者は、総括管理責任者が認めた者以外の者にデータの閲覧、貸与、複写(以下「提供等」という。)をさせてはならない。また、管理責任者は、データの提供等を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、データの内容等を記録した記録簿を作成し、保存するものとする。
- ③ データを目的外に利用又は提供等を行う場合は、熊本県個人情報保護条例第8条第2項の規定に基づき行うものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者と総括管理責任者が協議し、局長の承認を得て別に定めるものとする。

この要項は、平成27年(2015年)7月17日から施行する。

この要項は、平成27年(2015年)9月9日から施行する。

この要項は、令和2年(2020年)1月20日から施行する。

この要綱は、令和3年(2021年)9月9日から施行する。

